

第45回 津市子ども・子育て会議 資料

提出者：永瀬 公輔

関連する議題

津市子ども・子育て支援施策(教育・保育)の実施状況について—資料2

資料提出の意図・意見・質問

津市長ならびにこども政策課による施設整備時の手続き上の法令違反の是正

前提知識として、子ども子育て支援法第31条、第72条を丁寧に読み解いていくと、(前略) 特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。と明文化されています。

6/10 に開催された津私立保育園協議会さんからの情報提供によると、市内の法人様より施設整備の意向があり、津市がその法人に対し設計図並びに見積書を提出させ、施設整備の選定委員会を5/30 に開き、予算協議の手続きを津市内部で進めているが、法律を正しく読んだ者であれば、はじめに子ども子育て会議の場において各委員へ地域の問題提起や実情を周知し、必要性を訴えた後に子ども子育て会議の場にて施設整備の必要性や定員設定について意見を聴取することが先ではないでしょうか？

これまでの子ども子育て会議にて今回の井戸山地区に整備予定の（仮称）認定こども園

Pear kids に関する定員設定に関する委員への意見聴取はあったのだろうか？(第44回の議事録において鎌田氏より待機児童の現状と提供体制について抽象的な方針は示されておりますが、大川委員より箱の数の問題ではなく職員不足解消に向けないといけないと発言が記録されていますが井戸山地区の施設整備や利用定員については一切触れられていないように認識しております。)

本質問を会議の場で示すにあたって、津市こども政策課の担当者様より「定員設定や施設整備は仮のものである」もしくは「あくまで計画中である」との発言が予想されるが、施設整備を選定委員会などであげるということは、どんなに小さく見積もっても1名以上を預かる特定教育保育施設を整備することを意味し、合議制の機関での意見聴取を行わず定員設定を行ったことと同義であります。そのため表に出ている事実のみを基に考察しても、子ども子育て会議において（仮称）認定こども園 Pear kids に関する意見聴取が行われず、秘密裏に特定法人と施設整備を進めている点が違法行為の認識であるが私の誤認でしょうか？

90名定員の施設整備の場合、一般論として国、県、市の税金をトータルして1.5億円～2億円使

用することが想定されます。それにも関わらず、該当地区の待機児童数などの定量的根拠や地域住民からの署名等の客観的な事実を示さずに秘密裏に特定法人と施設整備の手続きを進めることは行政として非常に怠慢であり、独裁的であると、保育園保護者代表ならびに一市民として感じます。貴重な税金を使用することからも市民や子育てをする保護者にとってより効果的なものとするためにも、市長はじめ、子ども政策課の責任者に対しては本件を踏まえて施設整備までの手続きや会議の持ち方の改善を求めます。津市においては、数年前に特定の自治体との結びつきにより一連の事件が報道され、非常に不適切な内容が起こったばかりであり、そういった点を踏まえても、仮に違法性が無いと(委員の指摘を無視して)判断したとしても市民の貴重な血税を使用することの重みを受け止め、どこの市町村よりも法律、コンプライアンスやモラル等を厳守し、きちんと公の場で根拠や理由等を説明し、会議の場で十分に議論をした上で、税金投下すべき立場ではないでしょうか？



(県職員による見解)

三重県子どもの育ち支援課の担当者に本件の流れについて細かく説明し、確認を行ったところ県の担当者は、本件の手続き上の一連の流れについて「第31条や第72条については各市町で責任を持ってクリアしていただきたい内容であるため、本件については経緯が事実であるのなら望ましくない」と回答がありました。

(弁護士資格を有する者による見解)

本件について私が知りうる事実を弁護士資格を有する者へ確認を行ったところ「第31条や第72条をすり抜ける法律や制度がなければ、本件の一連の流れは違法性がある」との見解を預かっています。

【今回の施設整備までの手続き】

- ①子ども子育て会議内に説明を行わず、内々で施設整備に向けた準備を行う
- ②外部の関係機関(保育団体)へ施設整備について説明
- ③子ども子育て会議にて意見聴取を行わず、施設整備について第45回子ども子育て会議にて報告

【正しい施設整備までの手続き】

- ①問題提起ー待機児童問題を抱える地域の実情を定量的に可視化及び特定教育保育施設の整備の必要性を子ども子育て会議にて周知
- ②聴き取りー①を踏まえて、各委員より地域の実情や施設整備に関する意見を委員より聴取
- ③施設整備ー施設整備を行う事業者を公募もしくは希望する法人を募る
- ④外部の関係機関へ説明

資料

別添 子ども子育て支援法 第 31 条、第 72 条

津私立保育園協議会 6.10 議事録(施設整備について津市より連絡、一言一句文字起こし)

津私立保育園協議会 6.10 音声データ(全部録画、抜粋部分ともに)